

第53号議案

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部改正を踏まえ、旧氏の印鑑の登録等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市印鑑条例（昭和50年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（漢字、平仮名又は片仮名に替えられている名及び外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民で住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(証明書)</p> <p>第15条 証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されてい</p>	<p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（漢字、平仮名又は片仮名に替えられている名及び外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民で住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定により本人の意思に基づく申請であることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(証明書)</p> <p>第15条 証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合に</p>

改正後	改正前
<p>る場合にあつては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>あつては，氏名及び通称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。

参 照 1

芦屋市印鑑条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令等の一部改正を踏まえ、旧氏の印鑑の登録等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 氏に変更があった者のうち申請をしたものについて住民票に旧氏の記録が可能となったことを踏まえ、市長は、当該旧氏の印鑑を登録し、かつ証明書に記載することとする。（第4条、第6条及び第15条関係）

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和元年11月5日

住民基本台帳法施行令抜粋（令和元年11月5日施行）

（氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）

第30条の13 氏に変更があつた者に係る住民票の法第7条第14号に規定する政令で定める事項は、第6条の2に定めるもののほか、その者が次条第1項又は第3項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。